

2021年3月4日

中小企業・小規模事業者の皆様へ

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課長

高濃度PCB機器に係る早期処理へのご協力について

平素より、電気設備の安全対策についてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

中小企業・小規模事業者の皆様が所有されている建物や施設に設置されている電気設備の中には、「高圧電気室」や「キュービクル」と呼ばれる変換設備が設置されている場合があります。特に、古い変換設備の中には、ポリ塩化ビフェニル(PCB)が使用されているものもあり、特にPCB濃度の高い機器(高濃度PCB機器)については、PCB特措法※1により決められた期限※2までの処分が義務づけられています。

一方で、平成30年3月31日に高濃度PCB機器の処分期間を迎えた地域(JESCO 北九州事業エリア)では、処分期間終了後に高濃度PCB機器が発見された事例が複数発生しております(事業承継や建物の所有権移転などで所有者が変更となった際に高濃度PCB機器が発見されるケースもあり)。処分期限を過ぎて高濃度PCB機器が発見された場合、事業者の責任にて保管いただくこととなります。

今後、処分期限を迎える他の事業エリアにおいて未処理の高濃度PCB機器が発見されないよう、高濃度PCB機器の有無のご確認と早期の高濃度PCB機器の処理の促進をお願いいたします。今般、過去の高濃度PCB機器の発見事例を踏まえ、事業者様向けにチェックリストを作成いたしましたので、併せてご活用ください。

なお、処分に向けた手続を行うにあたり、種類が分からず、高圧電気室やキュービクル等へ立ち入る必要がある場合は、感電事故の危険性が伴うため、必ず設備の管理を行っている電気主任技術者へ事前にご相談いただくようお願いいたします。

※1ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

※2処分期間について

「処分期間」とは、都道府県の区域ごとに次の表のとおりとなります。

処分期間	高濃度PCB廃棄物(変圧器・コンデンサー等)の設置場所が所在する区域
令和3年3月31日 <大阪事業エリア>	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
令和4年3月31日 <北海道事業エリア> <東京事業エリア> <豊田事業エリア>	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
(終了) 平成30年3月31日 <北九州事業エリア>	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

注:照明器具の安定器については、上記処分期間と異なります。

詳細は下記のPR資料「古い工場やビルをお持ちの皆様へ」をご参照願います。

(QRコードからもアクセス可能です)

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/downloadfiles/pcb_koujyou.pdf



●届出書類の手続きに関するお問い合わせ先

各産業保安監督部へお問い合わせください。詳細は下記当省 HP 下部の「設置場所ごとの届出書類の提出先」をご覧ください。

(QRコードからもアクセス可能です)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/pcb.html



●本資料に関するお問い合わせ先

経済産業省 産業保安グループ電力安全課 電力・保安担当

電話:03-3501-1511(内線 4921)

03-3501-1742(直通)

03-3580-8486(FAX)

ご注意

古い工場やビルを お持ちの皆様へ!

※ 昭和52年(1977年)3月より以前に
建てられた工場やビルを指します

PCB使用製品・PCB廃棄物の確認、あなたは大丈夫ですか？



健康被害が出る
おそれがあります！



処分しないと**罰則**！



まもなく
処分できなくなる！



変圧器



コンデンサー



業務用・施設用蛍光灯の安定器



[高濃度PCB廃棄物の処分期間]

※ 低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9年3月31日まで

大阪事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和3年3月31日まで
照明器具の安定器* 令和3年3月31日まで

北九州事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成30年3月31日まで
照明器具の安定器* 令和3年3月31日まで

北海道(室蘭)事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで
照明器具の安定器* 令和5年3月31日まで

東京事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで
照明器具の安定器* 令和5年3月31日まで

豊田事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで
照明器具の安定器* 令和3年3月31日まで



詳しくは
「ポリ塩化ビフェニル
(PCB)早期処理情報
サイト」を
ご確認ください

※マークは処理施設の場所です。
* 安定器及び汚染物等

今すぐ裏面をご確認ください。

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり 大変危険です。 必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。

PCB ポリ塩化ビフェニル

ってなに？

PCBは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、変圧器やコンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。このため、絶縁油にPCBを使用した変圧器やコンデンサー、安定器等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。

- PCB廃棄物はPCBの漏洩が生じないように適正に保管・管理してください。
- 保管及び処分の状況について都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に毎年届け出なければなりません。
- 収集運搬や処分するときは許可業者に委託しなければなりません。
- PCB廃棄物の譲り渡し、譲り受けは原則禁止されています。

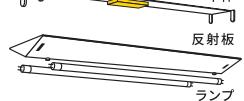


高圧変圧器 高圧コンデンサー

今すぐ
ご確認
ください！



業務用・施設用蛍光灯の安定器



蛍光灯安定器の劣化により
蛍光灯機器から
PCB油が漏れ出した例

高圧引き込み線がある建物は要注意！



健康被害が出るおそれがあります！

PCBは急性毒性はありませんが、脂肪に溶けやすく、慢性的に摂取すると体内に蓄積し、様々な症状を引き起こすおそれがあります。一般にPCBによる中毒症状として、目や、爪や口腔粘膜の色素沈着などから始まり、ついで、座瘡様皮疹(塩素ニキビ)、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されています。1968年に“カネミ油症”という日本史上に残るような食中毒事件がありました。PCBを摂取した人から生まれた赤ちゃんの皮膚にはメラニン沈着が起き、生まれた赤ちゃんの肌が黒くなってしまいます。“黒い赤ちゃん”という名前で報道され、事件の象徴的ワードとして社会に大きな衝撃を与えました。



処分しないと罰則！

国際条約と法律でPCB廃棄物の処分は義務付けされており、地域ごとに定められた処分期間に内に処分をしないと罰則があります。詳しくはホームページをご確認ください。
[▶ http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf](http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf)
また、不法投棄、不法な譲渡、無許可業者への処分等の委託は禁止されています。処分するまでは適正に保管してください。改善命令違反には三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられます。



まもなく処分できなくなる！

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければならず、期限を過ぎると事実上処分することができなくなります。この期限は、処理施設の立地自治体との約束で設けられており、期限の延長はできません。期限間際には混雑が予想されるため、早めの手続きをお願いします。国としても、国際的に定められた期限までにPCBを処分しなければならないことから、責任を持って取組を進めています。

PCB使用製品・PCB廃棄物を処分するまでの流れ

STEP
1

○ PCBが含まれているか確認する

PCB含有の有無を事業者自身で確認する必要があります。大変危険ですので、必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会ホームページを参照してください。

▶ <https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis pcb/syurui.html>



STEP
2

□ PCB特別措置法や 電気事業法による届出

PCB使用製品の所有者は、変圧器・コンデンサー等を各事業保安監督部長に、照明器具の安定器等を都道府県知事(又は政令で定める市長)に、PCB廃棄物の保管事業者は、いずれも都道府県知事(又は政令で定める市長)に届出をしなければなりません。

STEP
3

□ 収集・運搬/適正保管

PCB廃棄物の収集運搬業許可を取得している業者に委託し、契約後マニフェスト(伝票)の交付・保存(5年)、搬出の立ち合いが必要です。

STEP
4

□ 処分

廃棄物のPCB濃度や保管事業者の地域によって処分する場所が異なります。また、高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、費用が軽減される措置があります。

詳しくは下記URLを参照してください。

▶ https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

詳しくは「ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト」をご確認ください

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

PCB早期処理



(別紙)高濃度PCB電気工作物早期処理のための確認ポイントチェックリスト

No.	チェック項目	チェック
1	高圧受電設備を使用しているか。又は以前使用したものが残っていないか。	
2	建物内に工事等により取り外した古い電気機器等が保管されていないか。	
3	敷地内に取り外した電気機器等が放置されていないか。	
4	前任の施設管理担当者等からPCB入り機器がある旨の申し送りがされているか。	
5	4にて申し送り等ある場合、当該機器の有無等について状態を確認出来ているか。	
6	電気主任技術者から高濃度PCB入り機器の有無について報告を受けているか。	
7	4にて状態不明の機器がある場合、自宅や倉庫など別場所での保管等の可能性はないか。	
8	既設建物の購入や譲受時に高圧受電設備等にPCB入り機器の存在の有無について確認出来ているか。	
9	電気主任技術者又は電気工事業者によるPCB有無の確認済みか。	